

ぎょうせいしよし

行政書士

法制度学習教室



ぎょうせいしよし

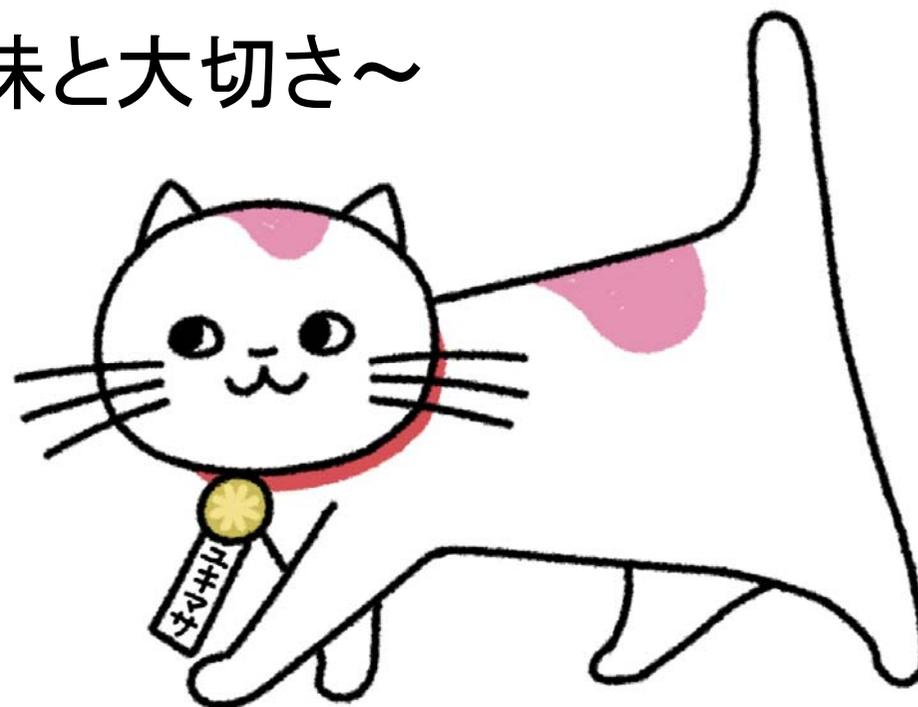
宮崎県行政書士会

# いじめは人権侵害

～人権の意味と大切さ～

～ 内 容 ～

- 1 はじめに
- 2 人権の成り立ち
- 3 憲法と人権
- 4 教育を受ける権利
- 5 いじめ防止対策推進法
- 6 いじめをなくすために
- 7 今日のまとめ



行政書士のマーク



# 1 はじめに ①

ぎょうせいしよし

しごと

行政書士の仕事は？

書類作成(しよるいさくせい)と  
相談(そうだん)

きよかしょう

許可証です！

1 はじめに

例えば・・・レスト

ぎょうせい しやくしょ

行政（市役所など）の

キ屋さん、美容室

ないとできません。

↓ そのまよく聞いて・・・

私たちが書類を  
取ってきます。

これが、  
仕事です。



## 2 人権の成り立ち ①

16世紀、ヨーロッパでは、  
ぜったいおうせい  
「絶対王政」が行われていました。

けんりよくしゃ  
権力者である王様の言う事が  
絶対でした。

これはおかしい！



## 2 人権の成り立ち ②

じゆうがほしい！

じゆう      びようどう

自由と平等を求めて、

ゆうき

勇気のある人たちが

王様と戦いました。



## 2 人権の成り立ち ③

勇気のある人たちが、  
王様に勝ちました。

自由に、選ぶことができるよう  
になりました。

言う・書く・結婚・働く・住む・買うなど



# 3 憲法と人権 ①

この勝ち取った尊い  
じゆう じんけん  
自由を人権と呼びます。

日本国憲法でも  
ほしょう  
保障されています。



### 3 憲法と人権 ②

人権は、誰もが  
持っているものです。

子どもでも、  
とうぜん  
当然あります。



みんな持ってる人権！

### 3 憲法と人権 ③

学校生活でも、

そんちょう

「相手を**尊重**し、

たが

みと

「お互いを認め合う」

たが

「お互いを傷つけない」

ということが必要なのです。

そんちょうするニヤ～



## 4 教育をうける権利 ①

あなたが学校でいじめを受けたら、

じんけん

大切な人権の一つである、

教育をうける権利が

しんがい

侵害されてしまいます。



## 4 教育をうける権利 ②

教育をうける権利は

とく たいせつ  
特に大切です。

いじめがあると、

あんしん  
安心して学習その他の

かつどう と く  
活動に取り組むことが

できません。



勉強したいのに～

# 5 いじめ防止対策推進法 ①

いじめを

『いじめを受けた児童等う など うの教育を受ける

けんり いちじる しんがい しんしん けんぜん  
権利を著しく侵害し、その心身の健全な  
せいちょう じんかく けいせい じゅうだい きけん しょう  
成長及び人格の形成に重大な危険を生

おそ どうほう じょう  
じさせる恐れがあるもの』(同法1条)

としています。



# 5 いじめ防止対策推進法 ②

いじめは「心身<sup>しんしん</sup>に深刻<sup>しんくつ</sup>な影響<sup>いきょう</sup>を  
あた<sup>あた</sup> 与<sup>くわ</sup>える行為<sup>こうゐ</sup>」で、児童等<sup>こどもら</sup>が  
心身<sup>しんしん</sup>の苦痛<sup>くつう</sup>を被<sup>か</sup>ることをいい、  
インターネット<sup>インターネット</sup>に含ま<sup>ふくま</sup>れます。



## 5 いじめ防止対策推進法 ③ 公共の福祉

ちよつとむずかしい～



けんぽう ほしょう  
憲法によって保障されている人権ですが、

なんでもかんでも自由というわけではありません。

めいよ  
人権の中には、名誉やプライバシーということもあります。

しんがい みと  
それを侵害する自由が認められているわけではないのです。

しょうとつ ちょうせい こうきょう ふくし  
人権と人権の衝突を調整することを公共の福祉といいます。

## 6 いじめをなくすために ①

いじめている人を、はやし立てたり、

笑って見ているのは、 **ポイント!**

→ いじめに加わっているのと同じです。

いじめをうけている人は全く悪くありません。

→ いじめる人が悪いのです。



## 6 いじめをなくすために ②

しょうがいざい ぶじょくざい

いじめは、傷害罪や侮辱罪などになります。

ばあい けいさつ じどうそうだんじょ つうこく

場合によって、「警察から児童相談所へ通告」

かていさいばんしょ そうち

「家庭裁判所へ送致」などもあり、

おや そんがいばいしょう せきにん お

「親が損害賠償の責任を負う」こともあります。



## 6 いじめをなくすために ②



そうだん

勇気をふりしぼって大人に相談しよう。

こま

困っているクラスメイトや友達がいいたら

助けてあげよう。



# 今日のまとめ

「人権を守る」ということは、

あいて

そんちょう

**相手** を尊重し、

りかい

どりよく

理解しようと **努力** することでもあります。

ありがとうございました。

これで、本日の法制度学習教室を  
終わります。

静かに聞いてくれて、  
ありがとうございました。



ぎょうせいしよし  
宮崎県行政書士会